

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 27 年 2 月 24 日 (火) 号外第 17 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（7）（子育て応援課）・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の 一部を改正する規則（8）（治山砂防課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

児童福祉法の一部が改正され、病児保育事業については知事に届け出ることとされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 病児保育事業における事業開始の届出等に関する様式を定める。
- (2) 保育所の設置届出及び認可申請の添付書類に、保育所の運営に関する重要事項を記載した規程を加える。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

◇鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 特定開発行為の許可の申請手続等を定める規定中引用する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 2 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 7 号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県児童福祉法施行細則（平成 3 年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(一時預かり事業又は病児保育事業の開始の届出) <u>第19条 法第34条の12の第1項又は第34条の18第1項</u> の規定による届出は、一時預かり事業・<u>病児保育事業</u>開始届出書（様式第29号）を提出してしなければならない。</p> <p>(一時預かり事業又は病児保育事業の変更の届出) 第19条の2 法第34条の12第2項又は第34条の18第2項の規定による届出は、一時預かり事業・<u>病児保育事業</u>変更事項届出書（様式第29号の2）を提出してしなければならない。</p> <p>(一時預かり事業又は病児保育事業の廃止等の届出) 第19条の3 法第34条の12第3項又は第34条の18第3項の規定による届出は、一時預かり事業・<u>病児保育事業</u>廃止（休止）届出書（様式第29号の3）を提出してしなければならない。</p> <p>(児童福祉施設の廃止等の届出) 第23条 法第35条第11項の規定による届出は、児童福祉施設廃止（休止）届出書（様式第35号）を提出してなければならない。</p> <p style="text-align: right;">様式第29号（第19条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">一時預かり事業・<u>病児保育事業</u>開始届出書</p> <p>職 氏 名 様</p>	<p>(一時預かり事業における事業開始の届出) 第19条 法第34条の12第1項の規定による届出は、一時預かり事業開始届出書（様式第29号）を提出してしなければならない。</p> <p>(一時預かり事業における事業変更の届出) 第19条の2 法第34条の12第2項の規定による届出は、一時預かり事業変更事項届出書（様式第29号の2）を提出してなければならない。</p> <p>(一時預かり事業における事業廃止等の届出) 第19条の3 法第34条の12第3項の規定による届出は、一時預かり事業廃止（休止）届出書（様式第29号の3）を提出してなければならない。</p> <p>(児童福祉施設の廃止等の届出) 第23条 法第35条第6項の規定による届出は、児童福祉施設廃止（休止）届出書（様式第35号）を提出してなければならない。</p> <p style="text-align: right;">様式第29号（第19条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">一時預かり事業開始届出書</p> <p>職 氏 名 様</p>

届出代表者 氏名 (印)

一時預かり事業・病児保育事業を開始したいので、児童福祉法第34条の12第1項・第34条の18第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

略	
事業の内容	
略	
主な職員	名
事業区域	
略	
事業開始年月日	年 月 日

注

- 1 一時預かり事業又は病児保育事業のいずれかに○をつけること。
- 2 「事業の内容」欄は、事業内容を簡潔に記載すること。
- 3 「事業区域」欄は、市町村名を記載すること。事業区域が市町村の一部に限られる場合は、町名等を記載の上、適宜地図を添付すること。

添付書類

- 1 条例、定款その他の基本約款
- 2 略
- 3 略
- 4 略

様式第29号の2 (第19条の2 関係)

年 月 日

一時預かり事業・病児保育事業変更事項届出書

職 氏 名 様

届出代表者 氏名 (印)

一時預かり事業・病児保育事業を変更したので、児童福祉法第34条の12第2項・第34条の18第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

略

注

届出代表者 氏名 (印)

児童福祉法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業を開始したいので、同法第34条の12第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

略	
事業の内容	※1
略	
主な職員	名 (氏名、経歴を記載した書類を添付すること。)
事業区域	※2
略	
事業開始年月日	年 月 日
条例、定款その他の基本約款	(書類を添付)

注

- 1 ※1の欄は、事業内容を簡潔に記載すること。
- 2 ※2の欄は、市町村名を記載してください。市町村内の一部が実施区域である場合は、町名等を記載の上、適宜地図を添付してください。

添付書類

- 1 略
- 2 略
- 3 略

様式第29号の2 (第19条の2 関係)

年 月 日

一時預かり事業変更事項届出書

職 氏 名 様

届出代表者 氏名 (印)

標記について、児童福祉法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業を変更したので、同法第34条の12第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略すること

1 一時預かり事業又は病児保育事業のいずれかに○をつけること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 略

様式第29号の3（第19条の3関係）
年 月 日

一時預かり事業・病児保育事業廃止（休止）届出書

職 氏 名 様

届出代表者 氏名 (印)

一時預かり事業・病児保育事業を廃止（休止）したので、児童福祉法第34条の12第3項・第34条の18第3項の規定に基づき届け出ます。

略

注 一時預かり事業又は病児保育事業のいずれかに○をつけること。

様式第30号（第20条関係）
児童福祉施設設置届出書
年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
フリガナ
届出者 氏 名 (印)
電話番号

児童福祉施設を設置したいので、児童福祉法第35条第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1～7 略
添付書類
1～8 略
9 保育所の設置の場合は、当該市町村及び当該保育所の通所区域内の要措置児童等の状況を記載した書類並びに保育所の運営に関する重要事項を記載した規程

ができる。

添付書類 略

様式第29号の3（第19条の3関係）
年 月 日

一時預かり事業廃止（休止）届出書

職 氏 名 様

届出代表者 氏名 (印)

児童福祉法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業を廃止（休止）したいので、同法第34条の12第3項の規定に基づき届け出ます。

略

様式第30号（第20条関係）
児童福祉施設設置届出書
年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号 □□□-□□
住 所
フリガナ
届出者 氏 名 (印)
電話番号

児童福祉施設を設置したいので、児童福祉法第35条第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1～7 略
添付書類
1～8 略
9 保育所の設置の場合は、当該市町村及び当該保育所の通所区域内の要措置児童等の状況を記載した書類

<p>様式第31号 (第21条関係)</p> <p style="text-align: center;">児童福祉施設設置認可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">フリガナ</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名 (印)</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>児童福祉施設設置の認可を受けたいので、児童福祉法施行規則第37条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。</p> <p>1～7 略</p> <p>添付書類</p> <p>1～6 略</p> <p>7 保育所の設置の場合は、当該市町村及び当該保育所の通所区域内の要措置児童等の状況を記載した書類並びに<u>保育所の運営に関する重要事項を記載した規程</u></p> <p>8・9 略</p> <p>様式第35号 (第23条関係)</p> <p style="text-align: center;">児童福祉施設廃止 (休止) 届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">フリガナ</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名 (印)</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>児童福祉施設を廃止 (休止) したいので、児童福祉法第35条第11項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>添付書類 略</p>	<p>様式第31号 (第21条関係)</p> <p style="text-align: center;">児童福祉施設設置認可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 <u>□□□-□□</u></p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">フリガナ</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名 (印)</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>児童福祉施設設置の認可を受けたいので、児童福祉法施行規則第37条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。</p> <p>1～7 略</p> <p>添付書類</p> <p>1～6 略</p> <p>7 保育所の設置の場合は、当該市町村及び当該保育所の通所区域内の要措置児童等の状況を記載した書類</p> <p>8・9 略</p> <p>様式第35号 (第23条関係)</p> <p style="text-align: center;">児童福祉施設廃止 (休止) 届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 <u>□□□-□□</u></p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">フリガナ</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名 (印)</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>児童福祉施設を廃止 (休止) したいので、児童福祉法第35条第6項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>添付書類 略</p>
--	--

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 2 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 8 号

鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成20年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定開発行為の許可の申請)</p> <p>第 3 条 <u>法第10条第 1 項</u>の許可（以下「特定開発行為許可」という。）の申請は、省令第 8 条第 1 項の特定開発行為許可申請書に、省令で定めるもののほか、特定開発行為を行おうとする土地について、申請者が所有権その他の当該土地を使用する権原を有すること又は有する見込みであることを証する書面を添えて、知事に提出することにより行うものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(特定開発行為の許可の申請)</p> <p>第 3 条 <u>法第 9 条第 1 項</u>の許可（以下「特定開発行為許可」という。）の申請は、省令第 8 条第 1 項の特定開発行為許可申請書に、省令で定めるもののほか、特定開発行為を行おうとする土地について、申請者が所有権その他の当該土地を使用する権原を有すること又は有する見込みであることを証する書面を添えて、知事に提出することにより行うものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>(特定開発行為の変更許可の申請)</p> <p>第 4 条 <u>法第17条第 1 項</u>の許可（以下「特定開発行為変更許可」という。）の申請は、特定開発行為変更許可申請書（様式第 2 号）に、省令第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び第10条第 1 項に規定する書類並びに前条第 1 項に規定する書類のうち当該変更に係る事項に係る書類を添えて知事に提出することにより行うものとする。</p>	<p>(特定開発行為の変更許可の申請)</p> <p>第 4 条 <u>法第16条第 1 項</u>の許可（以下「特定開発行為変更許可」という。）の申請は、特定開発行為変更許可申請書（様式第 2 号）に、省令第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び第10条第 1 項に規定する書類並びに前条第 1 項に規定する書類のうち当該変更に係る事項に係る書類を添えて知事に提出することにより行うものとする。</p>
<p>(特定開発行為許可の変更の届出)</p> <p>第 5 条 <u>法第17条第 3 項</u>の規定による届出は、特定開発行為変更届（様式第 3 号）を知事に提出することにより行うものとする。</p>	<p>(特定開発行為許可の変更の届出)</p> <p>第 5 条 <u>法第16条第 3 項</u>の規定による届出は、特定開発行為変更届（様式第 3 号）を知事に提出することにより行うものとする。</p>
<p>(対策工事等の廃止の届出)</p> <p>第10条 <u>法第20条</u>の規定による対策工事等の廃止の届出（以下「廃止の届出」という。）は、省令第17条に規定する特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出することにより行うものとする。</p>	<p>(対策工事等の廃止の届出)</p> <p>第10条 <u>法第19条</u>の規定による対策工事等の廃止の届出（以下「廃止の届出」という。）は、省令第17条に規定する特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出することにより行うものとする。</p>

(1)～(3) 略

(1)～(3) 略

第2条 鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第2号中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

様式第3号中「第16条第3項」を「第17条第3項」に改める。

様式第5号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。